

西宮市勤労福祉審議会
令和2年度 第2回 会議録概要

日 時： 令和2年11月20日（金） 9：30～11：30

場 所： 西宮市立勤労会館 4階 第8会議室

出席委員： 学識経験者 ◎松本 全弘 北居 明
 立花 吉博 長松 奈美江
 野村 めぐみ 前橋 秀憲 ◎会長
 ○大川 寿一 安宅 正博
 和田 正次 大野 幾雄
 仙田 典男 ○副会長
 勤労者代表

欠席委員： 岡島 哲次

傍聴者： なし

事務局： 産業文化局長 岩崎 敏雄
 産業部長 部谷 昭治
 労政課長 木村 國彦
 労政課係長 平井 慎一
 労政課係長 藤井 有紀
 労政課係長 橘 孝雄

1. 産業文化局長あいさつ

岩崎局長よりあいさつ

2. 委嘱状交付

<令和2年4月1日発令>

解嘱：中谷 安伸（委員）

委嘱：前橋 秀憲（委員）

<令和2年9月1日発令>

解嘱：西村 博明（副会長）、池畑 義人（委員）

委嘱：和田 正次（委員）、岡島 哲次（委員）

3. 副会長の選出

大川 寿一（委員）が副会長に就任

4. 議事

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の支援策について

【事務局の主な説明事項】

事業概要の説明を行った。

【委員の質問および事務局回答】

Q：Re:workにしのみやに登録している事業所はどのようなところがあるのか。

A：市内の多種多様な事業所を開拓している。事務職希望の求職者が多いため、特に事務職を開拓するよう依頼している。

Q：中高年しごと相談室が昨年度より実績が低い理由は。

A：今年度より委託先が変更となり、前任者についていた相談者が減少したこと、また5月末まで対面相談を中止していたことが原因と考えられる。

Q：Re:workにしのみやは大学生や外国人も利用できるのか。

A：第二新卒を含めた大学生も対象。セミナーについては参加しやすいように西宮北口にある大学交流センターで開催。大学などで情報収集する機会も減少したためこのような機関があるのは良いという声も聞いている。

外国人の方には言葉の壁はあるかもしれないが、全市民を対象としている。

Q：新型コロナウイルス感染症に関する代表窓口はどこか。

A：市役所1階の総合案内にて適切な窓口に案内。西宮市ホームページでも相談窓口一覧を広報している。

Q：医療従事者の就職支援、転職支援はしていないか。

A：当事業の対象ではあるが、専門職については専用サイトがあるため、そちらを利用していると考えられる。

Q：さまざまな事業の広報の徹底はどのようにしているのか。

A：市政ニュース、市内関係機関にチラシを配架、市長会見での発表などを行っている。

Q：Re:work にしのみやの利用者は増えているが就職決定者は少ない。利用者は事務職を希望されているが需要と供給が合っていないことが原因であるか。

A：利用者のやりたいこととできることが異なる等により、適切な職種等に誘導するのに時間がかかる傾向がある。

Q：Re:work にしのみやの登録者の傾向は。

A：40代後半から50代が多い。

Q：中高年しごと相談室やサポートステーションなどの就労支援窓口がある中で、Re:work にしのみやはどのような位置づけか。

A：中高年しごと相談室やサポートステーションでは実施できない職業紹介を行っている。また、対象者を限定していないので、多様な市民の受け皿となっている。就業実習ができることも大きな特色である。

Q：Re:work にしのみやの実施期間は。

A：令和3年3月末まで。令和3年度についても予算要求をしている。

Q：ハローワーク西宮が少し遠いため、ハローワークとの連携をもっと密接にした方が就労につながるのではないか。

A：ハローワークの求人数は圧倒的に多いため紹介させていただくことも多い。今後とも密接な連携をお願いしたい。

(2) 西宮市中小企業共済勤労者福祉共済制度の現状について

【事務局の主な説明事項】

- ・加入期間における給付機会(額)が多く、掛金総額を給付金が上回るケースが散見される。そのため、持続可能な財政運営を維持しつつ、市民全体の利益の視点に立った適切な市民サービスを提供する必要がある。
- ・行政経営改革前期実行計画においても、事業の見直しの可能性を検討するよう指摘されている。
- ・業務プロセス分析による専門的な知見を活用した分析においても、加入促進業務、福祉共済だより作成等については外部委託も可能であると提言がある。
- ・令和3年度当初予算より、人件費を除く一般会計繰入金 の縮減を検討する。

【委員の質問および事務局回答】

Q：給付金事業に関して時代によってライフスタイルも変わるため見直しが必要と思われるが、そのようなことはしているか。

A：平成元年に掛金増額のタイミングで見直しを行ったが、その後、バブル崩壊や阪神淡路大震災が起これ、掛金の値上げもできず今に至る。そこで給付金事業の見直し等をする必要があるため、今回議題に挙げている。

Q：加入事業所は市内約8%と少ないがどのような事業所が加入しているのか。

A：加入促進員2名で市内事業所に説明して回り、当共済の理念に賛同された事業所が加入しており、建築業からサービス業までさまざまな事業所が加入している。特にどの業界が多いということはない。

Q：令和3年度に繰入金を縮減した場合の影響は。給付金額を減らすのか。

A：8,000万円の積立金（基金）を活用する。給付金額は変更しない。

Q：共済事業をしていない他市はどうしているのか。

A：商工会議所が兵庫県共済の窓口となっている。

Q：廃止する市と一緒に福祉共済事業をすることはできないのか。

A：それをしているのが兵庫県共済であり、スケールメリットもあるので兵庫県共済の方がよいと思われる。

【委員の意見】

- ・本市共済事業は設立時から時間が経過して、社会情勢も変わりつつある。そのような中、人件費が高いといった指摘や、来年度予算10%シーリングなど課題が多いように見受けられる。

【議決内容】

中小企業共済勤労者福祉共済について、抜本的に事業を見直す必要性があると認める。

承認：11名 否認：0名

したがって、当議案は可決されたものとする。

(3) 駐車場の有料化について

【事務局の主な説明事項】

現在、勤労会館駐車場は無料であるが、課題解消のため有料駐車場に再整備する。

【委員の質問および事務局回答】

Q：一般駐車場と異なり、勤労者の会合や就労支援窓口利用者は割引・無料など勤労会館の特有の処置をしてほしい。

A：利用しやすいよう民間の駐車場より安い価格設定にしているが、あまりに低価格にすると利用者以外の人も駐車してしまうため、ある程度の価格設定が必要である。身障者向けの減免は検討しているが、勤労者向けの割引等は検討していない。

Q：やはり利用者等のみ割引にする方が妥当ではないか。

A：チラシのみ取った人やお手洗いのみ利用した方など、利用者とそうでない方の線引き（判断）が難しい。

Q：収益のためなら利用者以外も使用していいというスタンスと、来館者のみ使用してもらうというスタンス、どちらであるか。

A：原則、三館の利用者のための駐車場である。

【委員の意見】

- ・無料であれば良心的な人は来館する場合のみ駐車するが、有料になれば誰でも駐車するようになる。
- ・不法駐車というが、違法しているわけではないので不法というのは間違っている。
- ・無料だから身障者用スペースを使うのではないかと思う。

【議決内容】

承認：11名 否認：0名

したがって、当議案は可決されたものとする。

(4) 体育施設のスポーツ施設への移管について

【事務局の主な説明事項】

令和4年度より西宮市勤労者・障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズにのみや）をスポーツ施設へ移管と同時に指定管理者制度を導入し、利便性の向上を図る。

【委員の質問および事務局回答】

Q：使用料の改定とは値上げの方向になるのか。

A：他の体育館の使用料との整合性を保つためには、全体的には値上げの方向性になる。障害者団体については徐々にご負担いただくよう検討している。

Q：現在の理念が踏襲されるということは、勤労者と障害者への優遇は続くか。

A：勤労者については一般団体扱いになる。障害者団体へは引き続き1年前からの先行予約を認め、当面、使用料金についても一定割合の減免を検討している。

【議決内容】

承認：11名 否認：0名

したがって、当議案は可決されたものとする。

2.その他

(1) 令和2年度第3回西宮市勤労福祉審議会について

日時：令和3年2月上旬頃（予定）